

## 大口町告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和2年2月13日から本町産業建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和2年2月13日

大口町長 鈴木 雅博

### 1 供用及び処理開始年月日

令和2年3月1日

### 2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町大御堂一丁目、大御堂二丁目、丸一丁目、丸二丁目、大屋敷一丁目、大屋敷二丁目、奈良子一丁目、奈良子二丁目、高橋一丁目、御供所一丁目、堀尾跡一丁目の各一部

### 3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸6号幹線
起点	大口町大屋敷一丁目地内
終点	江南市今市場町高根地内
摘要	五条川右岸流域下水道1号幹線に接続

### 4 分流式又は合流式の別

分流式

### 5 関係図書

別添のとおり

